

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第125号

第1 審査会の結論

徳島県知事が令和5年11月9日付け文末第3039号及び文末第3041号で行った決定は、いずれも妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年9月14日及び同月25日付けで、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の内容の公文書について、公文書公開請求を行った。

(1) 令和5年9月14日付け公文書公開請求（以下「請求1」という。）

県立新ホール整備事業（現計画）の検証過程が分かる以下の文書（電子メール含む）

工事費の増加に関して

- ①事業者と情報共有した文書
- ②事業者から提出された資料（207億円の積算資料を含む）
- ③事業者と協議した際の記録
- ④庁内での協議に用いた文書や協議の記録

工期の延長に関して

- ⑤事業者や徳島市と情報共有した文書
- ⑥事業者や徳島市と協議した際の記録
- ⑦工期延長のスケジュールが分かる文書
- ⑧工期延長に対する万博やI Rの影響が分かる文書
- ⑨庁内での協議に用いた文書や協議の記録

(2) 令和5年9月25日付け公文書公開請求（以下「請求2」という。）

新ホール整備に関する検証結果で示した4つの見直しパターンの作成過程や、設計・工事費、開館時期（工事期間）の根拠が分かる文書の一切（電子メールなど電磁的記録を含む）

文書には次に掲げるものを含む。

- ①事業者と情報共有した文書
- ②事業者から提出された資料
- ③事業者と協議した際の記録
- ④庁内での協議に用いた資料や会議録
- ⑤庁内での報告・回覧文書

2 実施機関の決定

令和5年11月9日、実施機関は、請求1のうち工事費の増加に関して②事業者から提出された資料（207億円の積算資料を含む）及び③事業者と協議した際の記録並びに工事の延長に関して⑥事業者や徳島市と協議した際の記録、⑦工期延長のスケジュールが分かる文書及び⑧工期延長に対する万博やIRの影響が分かる文書について、当該公文書を作成しておらず文書が存在しないため請求を拒否する公文書公開請求拒否決定処分（以下「処分1」という。）を、請求2のうち②事業者から提出された資料及び③事業者と協議した際の記録について、当該公文書を作成しておらず文書が存在しないため請求を拒否する公文書公開請求拒否決定処分（以下「処分2」という。）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年1月22日、審査請求人は、処分1及び処分2（以下これらを総称して「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年9月10日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に対する審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

文末第3039号の各文書については、県文化・未来創造課の担当者（プロジェクト担当室長）が審査請求人の問い合わせに「文書としては所持している」と認めている。これらの文書を開示しない理由を、担当者は「公文書でないため」と主張しているものの、県情報公開条例第2条に定める公文書の定義（「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。）に当てはまるのは疑いないので、開示を求める。

まず、新ホール計画の検証という県の業務で作成・取得し、担当者が所持を認めていることから、公文書の定義の「職務上作成・取得」及び「現在も保有」に明確に当てはまる。加えて、事業者と協議した際の記録など、外部の業者との対外的なやりとりについて「組織共用性」は明白である。検証結果をまとめるに当たって、県庁内で複数の担当者が目を通していないということは到底考えられず、県幹部であるプロジェクト担当室長が文書の存在を把握していることから「組織共用性」は明らかと言える。よって、担当者が「所持している」ものの「公文書ではない」とした各文書は、いずれも公文書である。

また、文末第3041号の各文書についても「不存在」とのことだが、外部の業者とのやりとり（業者への依頼や、業者からの回答など）を口頭のみで行うことは通常

ありえず、開示された文書の中に、県と業者との間の書面や電子メールが全く含まれていないのはおかしい。県情報公開条例の公文書の定義に基づいて、文書を開示すべきである。これは、文末第3039号の各文書でも同様に言える。

県の説明によると、文末第3039号及び文末第3041号の一連の検証作業には実施設計の受注業者が協力し、実施設計の予算を使っているとのことである。「建築工事設計業務等委託契約約款」には、第2条（指示等及び協議の書面主義）の第1項に「この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、許諾、質問、回答及び解除は書面により行わなければならない」、第2項に「緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする」、第3項に「発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする」と規定している。

書面主義を定めた上記規定に基づけば、県と業者がやりとりした書面（電子メール等を含む）は必ずあるはずで、当該書面は公文書に他ならない。（もし書面がないのであれば契約違反であり、県は適切な業務の遂行を怠ったことになる。）

また、「徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業要求水準書（令和3年5月14日、令和3年6月28日改訂）」でも、業者に求めている提出図書に「関係機関との協議記録」、「その他（打ち合わせ議事録）」とある。税金を使って業者に作らせている文書が、公文書でないはずはない。

以上から、文末第3039号及び文末第3041号で県が「当該文書を作成しておらず、文書が存在しない」としている文書は、いずれも「作成してなければならない」、もしくは「作成しているはず」の文書であり、県は「公文書」とであると認めて、開示すべきである。県は恣意的に「公文書」の定義を狭めて「公文書ではないから不存在」とすることで、情報公開から逃れようとしている。県民参加による公正で開かれた県政の推進に資すると定めた情報公開条例の趣旨に反する。

なお、公文書管理法第4条で「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう（略）文書を作成しなければならない」と定めている。同法第34条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」となっている。同法に基づけば、県は一連の検証結果の正しさを、その過程の文書でもって証明する必要がある。意思決定過程の記録が公文書であるという発想が県に欠けているがために、文末第3039号及び文末第3041号の不開示決定に至ったのではないか。（もし、新ホールの一連の検証過程で、県が文末第3038号と文末3040号で開示した文書しか作成・取得していないのであれば、公文書管理法の趣旨に反する。）

大阪市は昨年10月31日、IR（統合型リゾート施設）の用地の賃料を決めるための土地の鑑定を巡り、情報公開請求に対し「残っていない」としていた業者とのや

り通りのメールが見つかった問題で、担当職員らを「市の公文書管理や事業に対する信用を失墜させた」として懲戒処分（減給など）にした。この例からも、全国の自治体で業者とのメールでのやりとりを含めて公文書として扱うのが当然になっていることが分かる。公文書の範囲を不当に狭めて「公文書ではないから『不存在』」とする県の判断は異例かつ不当であり、改める必要がある。

令和5年11月9日付で審査請求人に通知された文末第3038号と文末3040号の「公開決定」についても、文書の特定から漏れている公文書があるのではないかとの疑念が残る。県は公文書管理法や県情報公開条例に基づいて、新ホールに関する検証結果をまとめる過程で記録・作成・取得した文書を「公文書」と認め、全てを開示すべきである。県が一連の文書を開示することによって、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全うすることを要望する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分内容及び理由

(1) 本件処分の内容

本件公開請求に対し、条例第2条第2項により公文書を特定し、文書が存在するものについては公開決定を、文書が存在しないものについては本件処分において公開請求拒否決定を行った。

(2) 本件処分の理由

新ホールは、令和3年3月に徳島県と徳島市が基本協定を締結して整備を進めてきた。同年5月に県において公募型プロポーザルを実施し、同年11月に事業者と基本協定、基本設計契約を締結した。令和4年6月に基本設計完了、同年7月から実施設計契約を締結し、情報公開請求があった令和5年9月は実施設計を行っている最中であった。

また令和5年4月時点において、物価上昇等の影響を受け、このままでは費用が膨大になる恐れがあることから、県として、広く県民の声を聞くため検証を行い、令和5年8月から9月にかけて当課においてアンケート調査を行ったところである。

公開請求のあった「県立新ホール整備事業（現計画）の検証過程」については、県として特段「検証業務」を委託したのではなく、検証にあたっては、県の担当課が進行中であった実施設計の作業過程において事業者を確認した工事費の見込みや、工期に影響を与えかねない埋蔵文化財の調査の資料等を参考にしている。その際に、担当者がインターネットで調べた資料、日程調整を行ったメールのほか、打ち合わせのたびに更新される、いわゆる「たたき台」である資料・図面は、成果品を作成するための執務上の参考資料である。当該資料やメールは「政策判断や県民の権利義務に影響を及ぼす」ものではなく、文書の作成義務もない軽微なものであり、公文書として作成・保存はしていない。

一方、検証やアンケート内容の決定にあたり組織共用した文書は当該公開請求のあった文書に該当すると判断した。具体的には「見直しパターン検証資料」「文化財保護審議会資料」などである。

以上により本件公開請求に対し、条例第2条第2項により公文書を特定し、文書が存在するものについては公開決定を、文書が存在しないものについては拒否決定を行った。

公開請求拒否決定を行った文書について、県立新ホール整備事業（現計画）の検証過程が分かる文書

工事費の増加に関して

【②事業者から提出された資料（207億円積算資料を含む）】

実施設計の作業過程で確認したものであり、公文書には該当しない。

【③事業者と協議した際の記録】

情報公開請求があった時点は実施設計を行っている最中であり、その時点において組織共用はなく、公文書には該当しない。

工期の延長に関して

【⑥事業者や徳島市と協議した際の記録】

事業者との協議記録については、情報公開請求があった時点は実施設計を行っている最中であり、その時点において組織共用はなく、公文書には該当しない。徳島市との協議記録については文書が存在しない。なお、徳島市と情報共有を行った文書については、公文書(1)⑤として公開している。

【⑦工期延長のスケジュールが分かる文書】

実施設計の作業過程で確認したものであり、公文書には該当しない。

【⑧工期延長に対する万博やI Rの影響が分かる文書】

万博やI Rによる人手不足のおそれ等も考慮したうえで工期を算出したものであり、具体的な影響を示した個別の資料は存在しない。

新ホール整備に関する検証結果で示した4つの見直しパターンの作成過程や、設計・工事費・開館時期（工事期間）の根拠の分かる文書

【②事業者から提出された資料】

実施設計の作業過程で確認したものであり、公文書には該当しない。

【③事業者と協議した際の記録】

情報公開請求があった時点は実施設計を行っている最中であり、その時点において組織共用はなく、公文書には該当しない。

2 審査請求人の主張に対する弁明

- (1) 審査請求人は、公開請求拒否決定（不開示決定）を受けた各文書の存在を担当課職員が認めており、このことは、「職務上作成・取得」及び「現在も保有」という

公文書の定義であると主張している。

公開請求拒否決定（不開示決定）を行った全ての文書の存在を担当課職員が認めているわけではなく、(1)⑥「徳島市と協議した際の記録」、⑧「工期延長に対する万博やI Rの影響が分かる文書」、(2)③「事業者と協議した際の記録」については、存在しない。また、その他「職務上作成・取得」及び「現在も保有」していると審査請求人が主張する文書については、担当職員が検証資料作成のために収集している資料、事業者との電子メールでのやりとりであり、これらは執務上の参考資料である。検証にあたり、担当職員が収集した資料や、電子メール等でのやりとりは、「組織共用文書」を作成するための担当者の課題等の整理資料であるため、組織共用性がなく公文書には該当しない。

- (2) 審査請求人は、担当者が「所持している」ものの「公文書ではない」とした各文書は、新ホール計画の検証という県の業務で作成・取得したものであり、県庁内で複数の担当者が目を通していないことは到底考えられず、「組織共用」は明らかといえるため、公文書に該当すると主張している。

検証に関しては、担当職員が事業者や市町村に聞き取りを行い、検証のための資料を作成し、その資料により課内・部内協議を行っている。そのため、協議の際の資料は組織共用した文書に該当すると判断し、公開決定を行っている。一方で、担当職員が事業者、市町村への聞き取りや、インターネット等で調査したメモは、組織共用文書を作成するための担当職員の課題等の整理資料であり、組織共用性がなく公文書には該当しない。

- (3) 審査請求人は、外部の業者とのやりとりを口頭のみで行うことは通常ありえず、開示された文書の中に、県と業者との間の書面や電子メールが全く含まれていないのはおかしい。県情報公開条例の公文書の定義に基づいて、文書を開示すべきであると主張している。

県情報公開条例では公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。審査請求人が公文書であると主張する県と業者との間の書面や電子メールは、担当者が事業者とやりとりを行った電子メールや、打ち合わせのたびに更新される、いわゆる「たたき台」である資料・図面であり、成果品を作成するための執務上の参考資料であるため、組織共用性がなく県情報公開条例で定義する公文書には該当しない。

- (4) 審査請求人は、新ホールに関する一連の検証作業は、実施設計の受注業者が協力したとのことだが、契約書には「指示等を書面に記載」等の文書がある。県と業者とのやりとりは、メールも含め公文書として存在するはずであると主張している。

新ホール整備の検証については、検証自体を事業者に業務委託するのではなく、契約履行期間中である新ホール実施設計の事業者に協力を得て、作業過程における工事費の見込み等を事業者を確認し、県民に示す参考資料を担当課において作成したものである。したがって、一連の検証作業については、「指示等を書面に記載」

しなければならないものではない。

- (5) 審査請求人は、県が「当該文書を作成しておらず、文書が存在しない」としている文書は、いずれも「作成してなければならない」、もしくは「作成しているはず」の文書であり、県は「公文書」とであると認めて、開示すべきであると主張している。

公開請求拒否決定（不開示決定）を行った文書については、いずれも担当者がインターネットで調べた資料、事業者とのやりとり等、執務上の参考資料であり、当該資料は「政策判断や県民の権利義務に影響を及ぼす」ものではなく、文書の作成義務もない軽微なものであるため、必ずしも公文書として作成・保存しなければならないものではない。

3 口頭理由説明における説明

- (1) 電子メールについて

県の担当者と業者との間でやり取りした電子メールは、県の担当者が業者側の担当者と一対一でやり取りしたものであり、電子メールのデータは担当者個人のフォルダに保存されており、転送して担当内で内容を共有し、文面を印刷して担当内で供覧し、又はファイルに綴じて保存したといった事情もないため、組織共用性を有しないものであり、条例の公文書には該当しない。

- (2) 協議記録について

県と業者との協議後、業者が作成した協議記録は、県の担当者が受け取り、印刷の上、担当内で回覧したが、この段階では、まだ内容を確認中で、議事録のたたき台にとどまるものであり、条例の公文書には該当しない。

- (3) (1) (2) 以外の業者から提供された資料について

その他の資料については、県の担当者が受け取り、個人が管理するフォルダにおいて保存し、又は担当者が手持ち資料として保有しているため、組織共用性を有しない執務参考資料であり、条例の公文書には該当しない。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

「組織的共用性」について、大阪地裁平成26年（行ウ）第286号非公開決定処分取り消し等請求事件の判決は、「当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいう」と判断している（控訴審・大阪高裁平成28年（行コ）第282号でも同様の判断がなされている）。

県と業者・市町村等との間のメール等でのやりとり（指示、回答、聞き取りなど）は、担当の県職員が職務上必要なものとして行っているはずであり、公文書の要件を満たす。メール等が「職務上」のやりとりだったかどうかについては、県が弁明書の第4の(1)で「執務上」と認めており、この点からも公文書であると判断すべきである。

庁内外の協議で使用した資料や議事録等についても、同様に「組織的共用性」があ

り、公文書と判断すべきである。（業者との会議で使用した資料については、別途行った情報公開請求でも開示されていない。）

さらに、同判決には「メールは送信者と受信者それぞれによって保有されることになるのであるから、一方の当事者のみが保有するにすぎない個人的なメモと同一視することはできないというべきである」との指摘がある。この点から、県の弁明書にある「いわゆる『たたき台』の資料であり、組織共用性がなく、公文書に該当しない」との主張は退けられるべきである。「たたき台」とは、職員の個人的な検討段階にとどまる草稿のことを指すのが一般的であり、外部の業者や自治体等と実際にやりとりしたメール等は「たたき台」の域を超えている。

県は、第4の1の(2)で「情報公開請求があった時点は実施設計を行っている最中であり、その時点において組織共用はなく、公文書には該当しない」と主張している。しかし、実施設計段階の各定例会議議事録の「提出」の項目に、議事録（当該会議より以前のもの）を提出した旨の記載があり、議事録は最終成果物の納品段階まで待たずにその都度、県に提出されていることが分かる。会議には管理職も含めた担当者が職務上出席していることから、議事録の組織共用は明らかである。そもそも、実施設計の途中段階で議事録が組織共用されていなければ、協議の積み上げや進捗の確認、意思決定などに支障が生じるため、共用をしていないなどということは常識からして考えられない。実施設計の「最中」であることを理由に組織的共用をしていないという主張は不合理である。

また、県は、第4の2で、ホールの検証に当たって「実施設計の作業過程において事業者を確認した工事費の見込み」などを参考にしたと弁明している。審査請求人が実施設計段階の定例会議の議事録を確認したところ、令和5年5月16日の第22回定例会で〇〇建築設計事務所の発言に「設計事務所が『小ホールエリアの廃止』と『大ホール客席を1900席から1500席に変更』の場合の減額コストをシミュレーションしたところ、減額コストが16～20億円と想定される」旨の記載がある。だが、この会議で〇〇建築設計事務所が報告したとみられる資料も開示されておらず、議事録にあるこの記載だけでは、県が最終的に公表した「検証結果」がどのような試算や判断材料を基に導かれたのか判然としない。

さらに、県がホール計画の検証を決めたのは、後藤田正純知事の就任（令和5年5月18日）以降である。にもかかわらず、同日以降に〇〇建築設計事務所等と工事費等についてやりとりした検証過程の文書が開示されていない。県が検証に当たって、事業者側から工事費の見込みなどを執務上の参考として収集したのならば、何らかの文書（おそらくメール等でのやりとり）があるはずである。

地方自治体が準ずるべき公文書管理法（第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と定められている）の第4条には、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽

微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない」とある。県の言う「たたき台」も含めて公文書として開示されなければ、県民は県の「検証結果」を合理的に跡付け、又は検証することができない。

以上から、県が弁明書で「公文書に該当しない」と主張している文書の中に、開示すべき多くの公文書が含まれると考えるのが合理的であるので、開示を求める。

なお、県は、請求1のうち④及び⑨並びに請求2のうち④の各文書を開示したと弁明しているものの、庁内での「協議の記録」や「会議録」は開示文書に含まれていなかった。開示漏れの可能性があるので、開示を求める。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年9月10日	諮問
同年 10月29日 第1部会（第16回）	審議
同年 11月25日 第1部会（第17回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 12月24日 第1部会（第18回）	審議

第7 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 調査審議手続の併合について

本件事案は、令和6年1月22日付けで審査請求人が実施機関に対して行った2件の審査請求に係るものであり、当該2件の審査請求は、審査請求人が同一であること、及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して調査審議することとした。

2 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、請求1のうち工事費の増加に関して②事業者から提出された資料（207億円の積算資料を含む）及び③事業者と協議した際の記録並びに工事の延長に関して⑥事業者や徳島市と協議した際の記録、⑦工期延長のスケジュールが分かる文書及び⑧工期延長に対する万博やIRの影響が分かる文書と、請求2のうち②事業者から提出された資料及び③事業者と協議した際の記録と特定して、これらの文書が不存在であるとして、それぞれ請求を拒否する本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、実施機関が特定し、不存在とした公文書について、その存在を主張しているため、実施機関の公文書の特定については争いがないものと認められ、審査会としても実施機関が行った公文書の特定は妥当なものと判断する。

なお、審査請求人は反論書において、請求1のうち④及び⑨並びに請求2のうち④について、公開されていないと主張しているが、当該主張は本件処分とは別個の処分についての主張であるから、本件事案においては、その公開の当否について審査会は判断しないこととする。

3 条例の規定について

条例は、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を設定し（第1条）、対象となる公文書の範囲を明らかにしている（第2条第2項）。

ここに「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（第2条第2項）であり、本件処分においては、このうち「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当するか、すなわち、組織共用性を有するかが問題となる。

「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態をいい、組織の管理者の関与又は認知の下、業務上必要なものとして組織的に利用、管理されているものを意味するものであり、職員個人のメモや執務参考資料、手帳類はこれに該当しないものとされている。

この要件は、組織共用という実質要件に基づいて判断すべきものとされているので、その判断に際しては、決裁や供覧手続の有無は問わないものであり、以下の要素を総合的に考慮し、その実質に着目して判断すべきである。

① 文書の作成又は取得の状況

作成、取得に際し、所属長の関与があったかどうか。

② 当該文書の利用の状況

組織としての意思決定に際し内部検討に付されたものであるかどうか。組織の他の職員も職務上利用しているものであるかどうか。

③ 保存・廃棄の状況

もっぱら職員個人の判断で処理できる性質の文書であるかどうか。組織として管理している共用の保管場所で保管されているかどうか。

4 本件請求に係る公文書が存在するか否かについて

実施機関は、本件請求に係る公文書については、そのような内容の文書は存在しているものの、当該文書は条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと主張している。

これに対し、審査請求人は、当該文書は公文書に該当する旨主張しているため、本件請求に係る公文書が存在するか否かについて以下検討する。

(1) 県の担当者と業者との間でやり取りした電子メールについて

審査請求人が公文書に該当すると主張する文書のうち、県の担当者と業者との間でやり取りした電子メールについては、実施機関は、担当者が業者と一対一でやり取りしたものであり、電子メールのデータは担当者個人のフォルダに保存されており、転送して担当内で内容を共有し、文面を印刷して担当内で供覧し、又はファイルに綴じて保存したといった事情もないため、組織共用性を有しないと説明している。

本件電子メールについての上記取扱いを前提とすれば、3の①②③の要素を総合的に考慮すると、県の担当者と業者との間でやり取りした電子メールは、組織共用性を有しないものと言わざるを得ない。

(2) 協議記録について

審査請求人が公文書に該当すると主張する文書のうち、県と業者との協議後、業者が作成した協議記録については、実施機関は、担当者が受け取ったものを印刷して担当内で回覧したものの、この段階では内容が確定しておらず、議事録のたたき台にとどまるものであると説明している。

3の判断基準では、組織共用性の判断に際しては、決裁や供覧手続の有無は問わないものであるから、実施機関が説明のとおり取り扱いをしていたとすれば、組織内で回覧した文書は、組織共用性を有していると言わざるを得ない。

そうすると、業者が作成した協議記録は条例第2条第2項の公文書に該当することとなる。しかし、当該協議記録は、後に議事録の内容となるとしても、議事録の案にすぎないものであり、担当内で回覧し、その内容を確認した後は、組織的に利用される可能性がなくなり、保存する必要性もなくなるものである。このような協議記録の性質からすると、当該協議記録は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）別表の六に掲げる「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」に該当し、保存期間は1年未満となり、随時に廃棄が可能ということになる。

協議記録の保存状況について、審査会事務局職員をして実施機関に聞き取りさせたところ、協議記録を担当内で回覧して内容を確認した後廃棄され、請求1及び請求2の時点で協議記録が存在していたかどうかは確認できなかったとのことである。

徳島県公文書管理規則及び徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号）の規定に照らすと、上記の実施機関の説明は不合理、不自然とまではいえず、他に協議記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関において請求

1 及び請求 2 の時点で協議記録を保有していたと認めることはできない。

(3) (1) (2) 以外の業者から提供された資料について

審査請求人が公文書に該当すると主張する文書のうち、(1) (2) 以外のものは、いずれも担当者が受け取り、個人が管理するフォルダにおいて保存し、又は担当者が手持ち資料として保有していたとのことである。

3 の①②③の要素のうち、②については組織としての意思決定に際し内部検討に付され、又は組織の他の職員も職務上利用しているといった事情は認められず、③については個人が管理するフォルダにおいて保存し、又は担当者が手持ち資料として保有していた文書は「共用の保管場所で保管されている」とはいえないことから、(1) (2) 以外の業者から提供された資料については、「組織的に用いるもの」に該当するということとはできない。

(4) 以上から、(1) 及び(3)については、組織共用性がないため条例第 2 条第 2 項の公文書には該当せず、(2)については、公文書には該当するが、請求 1 及び請求 2 の時点で実施機関が保有していたとは認められないから、(1) (2) (3) いずれについても、本件請求に係る公文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

5 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第 1 部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	